

広島高速道路の料金についての意見書

平成25年12月26日

広島高速道路公社料金問題調査会

広島高速道路は、広島都市圏における県民や市民の生活や経済活動を支える重要な社会基盤である。現在、国から許可を受けた整備計画に基づき、事業が進められており、平成25年度末には、広島高速3号線(吉島～観音)を供用する予定である。

このため、平成25年10月11日、広島高速道路公社理事長から、広島高速道路公社料金問題調査会(以下「調査会」という。)に対し、当該区間の供用に伴う広島高速道路の料金について諮問された。

調査会では、この諮問を受け、これまで関係法令の規定や、広島高速道路の道路利用者・団体等の方々からの意見などを踏まえ、利用しやすい料金及び割引制度のあり方など、料金の基本事項について様々な面から調査・審議を重ねてきた。

この結果、調査会として意見をとりまとめ、以下のとおり答申する。

平成25年12月26日

広島高速道路公社料金問題調査会

会 長	杉 恵 頼 寧
委 員	伊 藤 敏 安
〃	上 田 みどり
〃	鎌 倉 秀 章
〃	栗 林 寛 二
〃	谷 村 武 士
〃	中 原 律 子

目 次

1 広島高速道路の料金について	
(1) 料金の額	1
(2) 割引制度	3
(3) 消費税増税の対応	4
2 広島高速道路の今後の料金等に関する付帯意見	5

1 広島高速道路の料金について

(1) 料金の額

料金額の設定にあたっては、償還主義(料金の額は、高速道路の建設や高速道路の維持管理に要する費用、借入金の利息等を料金の徴収期間内に賄うものであること)及び公正妥当主義(他の公共交通機関の料金(運賃)、近傍の有料道路料金等と比較して社会的、経済的に妥当と認められるような料金額を決定すること)の観点から検討する必要がある。

検討するうえでの前提条件としては、次世代へ負担を残さず、可能な限り利用しやすい料金額とする。

これらを踏まえ既供用区間の料金は現行料金が妥当であり、また新規供用区間の料金も現行の対距離料金制の考え方を踏襲する料金とすることが妥当である。

① 区間毎の料金額【新規】※既供用区間は継続

区間毎の料金額は以下のとおりとする。(普通車の場合)

(単位：円)

												広島東 ・福田												
												馬木	—											
												温品	—	—										
												間所	100	250	350									
												矢賀	—	—	—									
												府中	200	—	300	450	550							
												大州	—	—	—	—								
												東雲	200	—	300	—	500	650	700					
												仁保・ 仁保 JCT	—	350	—	550	—	700	700	700				
												宇品	200	—	550	—	700	—	700	700	700			
												出島	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
												吉島	200	—	550	—	700	—	700	—	700	700	700	
												観音	—	400	—	700	—	700	—	700	—	700	700	700

※消費税は5%前提

新規供用区間

② 車種区分及び車種間料金比率【継続】

既供用区間の車種区分及び車種間料金比率については、負担の公平性の観点から現行のとおりとし、新規供用区間も同様とする。

自動車の種類	車種区分	車種間料金比率
軽自動車 自動二輪車 小型特殊自動車	軽自動車等	0.8
小型・普通乗用車 小型・普通トラック(総重量8t未満) マイクロバス(定員29人以下) セミトレーラ用トラクタ(2車軸)	普通車	1.0
大型トラック(総重量25t以下) 路線バス(マイクロバスを除く) 中型バス(定員29人以下) セミトレーラ用トラクタ(3車軸) 大型トレーラ(3車軸)	大型車	1.65
大型バス(上記以外) 大型トレーラ(4車軸以上) 大型特殊自動車	特大車	2.75

(2) 割引制度

割引制度については、交通量が毎年着実に増加しており利用促進効果が一定レベル見込まれること、また更なる周知・定着を図るため持続性が必要なことから、現行の割引を継続することが妥当である。

① ETC時間帯割引【継続】

一般道路が特に混雑する朝夕の通勤・帰宅時間帯について、広島高速道路への利用転換を促すため、ETC時間帯割引を次表のとおりとする。

時間帯	割引率
6：00以後～ 9：00前	10%
17：00以後～20：00前	10%

② ETCマイレージ割引・ETCコーポレートカード割引【継続】

広島高速道路の利用促進を図るため、利用頻度に応じた割引を以下のとおりとする。

(7) ETCマイレージ割引【継続】

通行料金の支払い額に応じてポイントが貯まり、そのポイントを還元額(無料通行分)と交換できるもので、ポイントは以下のとおりとする。

基本ポイント	加算ポイント	
	月額利用額区分	ポイント付与 (100円につき)
1 通行ごと 100円につき 1ポイント	5千円以下の部分	0ポイント
	5千円を超え1万円以下の部分	3ポイント
	1万円を超え2万円以下の部分	6ポイント
	2万円を超え3万円以下の部分	12ポイント
	3万円を超えた部分	19ポイント

(4) ETCコーポレートカード割引【継続】

ETCコーポレートカード利用者を対象とした大口・多頻度割引で、月額利用額に応じた割引率で差し引いた額を請求するもので、割引率は以下のとおりとする。

月額利用額区分	割引率
5千円以下の部分	0%
5千円を超え1万円以下の部分	4%
1万円を超え2万円以下の部分	7%
2万円を超え3万円以下の部分	12%
3万円を超えた部分	18%

③ ETC乗継割引【継続】

広島都心部を通過する交通を広島高速道路へ転換させ、都心部の交通混雑の緩和を図るとともに、利用者の利便性向上に資するため、広島高速1号線、2号線、3号線と広島高速4号線を乗り継いだ場合のETC乗継割引を次のとおりとする。

乗継区間は、広島高速4号線と広島呉道路・海田大橋及び山陽道広島東IC方面とを乗り継ぐ場合に利用可能な料金所を対象とする。

また、乗継時間は、一般道路の走行時間と事故や渋滞による遅延時間を考慮し、90分とする。

ETC乗継区間	中広 ↔ 間所 矢賀 府中 大州 東雲 宇品 吉島
---------	---

④ ETC路線バス・障害者割引【継続】

ETC路線バス割引の割引率は30%、障害者割引の割引率は50%とする。

(3) 消費税増税の対応

消費税の増税時の対応は、国の消費税転嫁に伴う料金改定の方針に従って適切に行うものとする。

2 広島高速道路の今後の料金等に関する付帯意見

広島高速道路の料金については、社会情勢の変化等に対応し、次世代への負担を残さない範囲で、可能な限り利用しやすい料金とするよう、今後とも努めていくこと。

また、割引制度についても、E T C利用率など割引対象者の状況や、広島高速3号線全線開通後の利用実態を踏まえ、さらに利用しやすくするよう引き続き検討すること。

なお、広島高速道路は、乗り降りが分かりにくいとの意見もあることから、標識の設置や広報等による幅広い周知など適切な取り組みを図ること。